

平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名	テクノオーツ株式会社
代 表 者 名	取締役社長 千葉喜夫 (JASDAQ コード番号 5217)
問 合 せ 先	専務取締役 岡本克巳 管理本部長 (TEL 03-5354-8171)
当社の親会社 代 表 者 名	ジューエルサイエンス株式会社 取締役社長 森 憲 司 (東証 2 部 コード番号 7705)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の公告は日本経済新聞に掲載する方法をとっておりますが、当社ホームページ上で行えるようにすることで、閲覧に際しては融通性の確保、検索性の向上、地域格差の解消が図れるほか、経済的、効率的な方法であることから、電子公告制度を採用したいと存じます。併せて、不測の事態が発生した場合に備えて、予備的な公告方法についても定めたいと存じますので、現行定款第 5 条（公告の方法）の規定につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条 1 項の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ② 「株券等の保管および振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
 - ④ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。
- (3) 株式取扱規則において株主の権利行使の手続きについて定めていることを明確にするため、現行定款第 10 条（株式取扱規則）につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 6 月 19 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 19 日（予定）

以 上

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (省略) (公告の方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式 (省略)</p> <p>第 6 条</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数および单元未満株数の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の单元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項に規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり) (公告の方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告<u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式 (現行どおり)</p> <p>第 6 条</p> <p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の单元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項に規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>
---	--